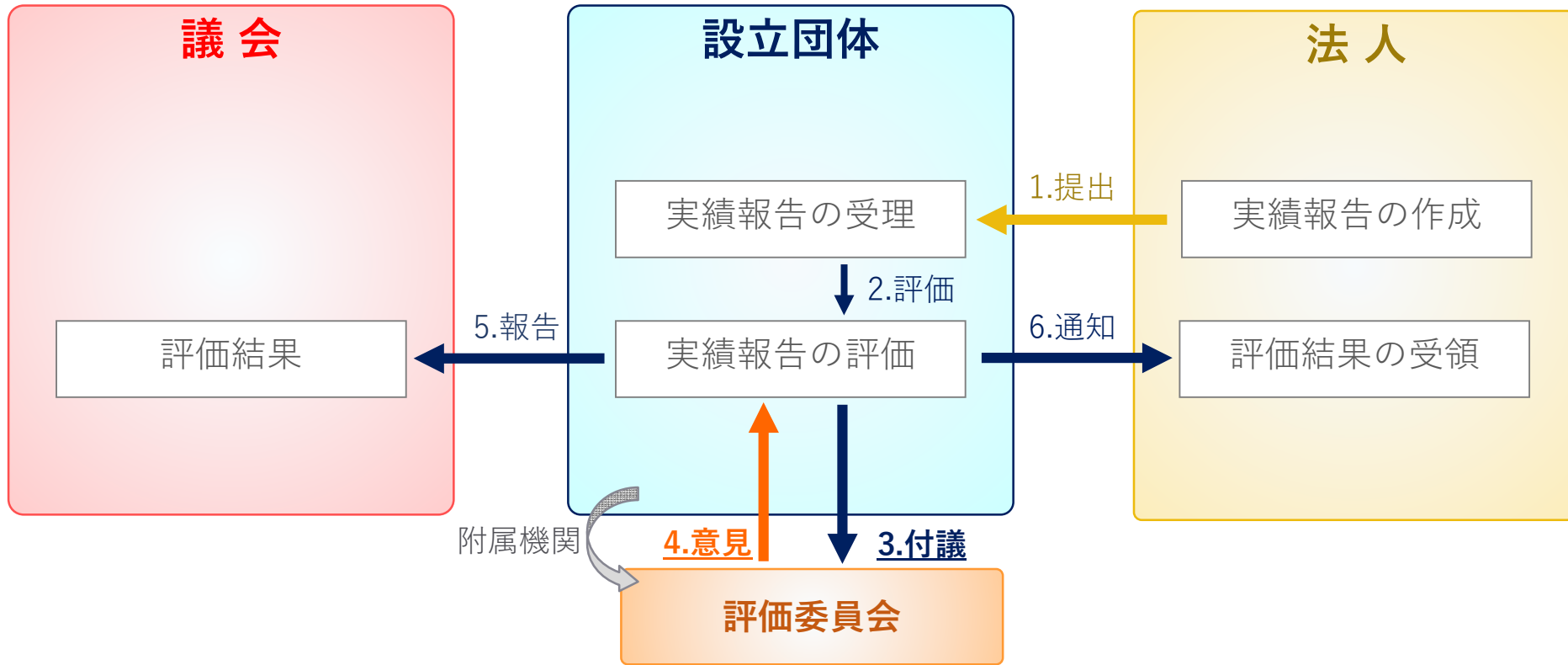


業務実績に関する評価の流れ



1. 法人は業務実績報告書を作成し、設立団体（玉野市）に提出する。
2. 設立団体は報告書に対して、総合的な評定を付し評価案を作成する。
- 3. 設立団体は評価案について、意見を聞くために評価委員会に付議する。**
- 4. 評価委員会は評価案に対して、意見を述べることができる。**
5. 設立団体は評価の結果を議会に報告する。
6. 設立団体は評価の結果を法人に通知し、必要に応じて業務運営の改善等を命ずることができる。